第104期　決 算 公 告

平成21年6月19日

福島県郡山市中町19番1号
株式会社　大東銀行
取締役社長　能勢　秀幸

貸借対照表（平成21年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**59,835**	**預金**	**613,066**
現金	13,576	当座預金	7,709
預け金	46,258	普通預金	199,992
コールローン	**5,000**	貯蓄預金	6,499
金銭の信託	**2,673**	通知預金	8,548
有価証券	**128,427**	定期預金	380,983
国債	38,760	定期積金	6,164
地方債	1,230	その他の預金	3,167
社債	49,487	**コールマネー**	**39**
株式	9,813	**借用金**	**2,010**
その他の証券	29,135	借入金	2,010
貸出金	**434,207**	**外国為替**	**0**
割引手形	2,778	未払外国為替	0
手形貸付	30,276	**新株予約権付社債**	**2,100**
証書貸付	381,952	**その他負債**	**3,942**
当座貸越	19,199	未決済為替借	146
外国為替	**312**	未払法人税等	28
外国他店預け	312	未払費用	2,592
その他資産	**2,152**	前受収益	328
未決済為替貸	150	従業員預り金	20
前払費用	7	給付補てん備金	9
未収収益	916	金融派生商品	0
金融派生商品	3	リース債務	470
その他の資産	1,075	その他の負債	346
有形固定資産	**14,517**	**賞与引当金**	**132**
建物	2,712	**退職給付引当金**	**3,133**
土地	10,162	**睡眠預金払戻損失引当金**	**129**
建設仮勘定	0	**偶発損失引当金**	**79**
その他の有形固定資産	1,640	**再評価に係る繰延税金負債**	**1,967**
無形固定資産	**1,531**	**支払承諾**	**1,470**
ソフトウェア	926	**負債の部合計**	**628,072**
リース資産	448	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	156	**資本金**	**14,706**
繰延税金資産	**3,512**	**資本剰余金**	**1,257**
支払承諾見返	**1,470**	資本準備金	1,257
貸倒引当金	**△ 6,965**	**利益剰余金**	**7,313**
		利益準備金	147
		その他利益剰余金	7,166
		別途積立金	8,000
		繰越利益剰余金	△ 833
		自己株式	**△ 37**
		株主資本合計	**23,238**
		その他有価証券評価差額金	**△ 6,534**
		土地再評価差額金	**1,897**
		評価・換算差額等合計	**△ 4,637**
		純資産の部合計	**18,601**
資産の部合計	**646,674**	**負債及び純資産の部合計**	**646,674**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第104期（平成20年４月１日から平成21年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**16,002**
資金運用収益	**12,699**	
貸出金利息	10,416	
有価証券利息配当金	2,069	
コールローン利息	91	
買現先利息	54	
預け金利息	66	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**2,289**	
受入為替手数料	889	
その他の役務収益	1,399	
その他業務収益	**159**	
外国為替売買益	84	
商品有価証券売買益	13	
国債等債券売却益	31	
金融派生商品収益	30	
その他経常収益	**854**	
株式等売却益	606	
その他の経常収益	247	
経常費用		**17,996**
資金調達費用	**2,125**	
預金利息	2,063	
コールマネー利息	1	
借用金利息	60	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**993**	
支払為替手数料	217	
その他の役務費用	776	
その他業務費用	**2,231**	
国債等債券売却損	1,033	
国債等債券償却	998	
その他の業務費用	198	
営業経費	**9,032**	
その他経常費用	**3,613**	
貸倒引当金繰入額	422	
貸出金償却	1,697	
株式等売却損	133	
株式等償却	1,212	
その他の経常費用	147	
経常損失		**1,993**
特別利益		**191**
償却債権取立益	191	
特別損失		**9**
固定資産処分損	9	
税引前当期純損失		**1,811**
法人税、住民税及び事業税		**27**
法人税等調整額		**19**
法人税等合計		**47**
当期純損失		**1,858**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～50 年

その他　　３年～20 年

(2)　無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認め

られる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,880百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（追加情報）

退職給付における過去勤務債務及び数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が12年を下回ったため、償却年数を10年に変更しております。この変更により経常費用及び経常損失並びに税引前当期純損失が92百万円それぞれ増加しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

7．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

８．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更に関する注記

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年３月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買処理に準じた会計処理によっております。

これにより、従来の方法に比べ、「無形固定資産」中のリース資産は448百万円、「その他負債」中のリース債務は470百万円増加しておりますが、これによる経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当事業年度においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,131百万円増加、「繰延税金資産」は98百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は

1,032百万円増加しております。
　変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

貸借対照表に関する注記

１．関係会社の株式総額　496 百万円

２．金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は2,563百万円、延滞債権額は18,475百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は９百万円であります。
　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,207百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,256百万円であります。
　なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当事業年度末残高の総額は、9,301百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

８．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,778百万円であります。

９．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,769百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	5百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,265百万円
コールマネー	39百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,856百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金は111百万円、保証金は45百万円であります。

10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,541百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが26,611百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用の土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用の土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 5,229百万円

12．有形固定資産の減価償却累計額　11,663百万円

13．有形固定資産の圧縮記帳額　1,296百万円

14．借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
15．新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。
16．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,882百万円であります。
17．１株当たりの純資産額　147円51銭
18．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額　20百万円
19．貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、事務機器及び車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
　通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
取得価額相当額

有形固定資産	291 百万円
無形固定資産	1 百万円
合計	292 百万円

減価償却累計額相当額

有形固定資産	278 百万円
無形固定資産	1 百万円
合計	279 百万円

期末残高相当額

有形固定資産	12 百万円
無形固定資産	0 百万円
合計	12 百万円

・未経過リース料期末残高相当額

１年内	14 百万円
１年超	0 百万円
合計	14 百万円

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	114 百万円
減価償却費相当額	102 百万円
支払利息相当額	1 百万円

・減価償却費相当額の算定方法
　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法
　リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
20．関係会社に対する金銭債権金額　3,069百万円
21．関係会社に対する金銭債務金額　　767百万円
22．銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
　剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の

額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、50百万円であります。

23．国内基準による単体自己資本比率8.57%

損益計算書に関する注記

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	79百万円
役務取引等に係る収益総額	23百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役務取引等に係る費用総額	138百万円
その他の取引に係る費用総額	132百万円

２．１株当たり当期純損失金額　14円74銭

３．関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1) 関係会社等

	会社等の名　称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内　容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関係会社	株式会社大東リース	福島県郡山市	380	リース事業信用保証事業	所有直接 85.30%	当行住宅ローン等の債務保証	貸出金の被保証	―	―	20,498

(2) 役員及び個人主要株主等

	会社等の名　称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内　容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	根本裕久 (注1) (注2)			前当行取締役 株式会社郡山中町ビル 代表取締役 有限会社和光ランドシステム 代表取締役	被所有 直接 0.03%	金銭貸借関係	融資取引 (注4) 利息の受取 (注4)	222 (注6) 1	貸出金 その他資産	222 1
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社中央鑑定法人 (注3)	福島県郡山市	32	不動産鑑定業	―	金銭貸借関係 不動産鑑定	融資取引 (注4) 利息の受取 (注4) 不動産鑑定料の支払 (注5)	59 (注6) 1 1	貸出金 その他資産 ―	57 0 ―

(注) 1. 根本裕久が株式会社郡山中町ビルの代表者として行った取引であります。

2. 根本裕久は平成20年6月20日付で取締役を退任し関連当事者ではなくなっております。

上記の取引金額は関連当事者であった期間の取引、また、期末残高については関連当事者に該当しなくなった時点での残高をそれぞれ記載しております。

3. 株式会社中央鑑定法人は、当行の常務取締役である田崎　淳の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

4. 融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

5. 不動産鑑定料の支払については、一般取引条件と同様に決定しております。

6. 融資取引に関する取引金額については、貸出金の期中平均残高を記載しております。

有価証券に関する注記

貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国　債	4,999	5,179	179	179	―
社　債	5,587	5,610	22	162	139
その他	4,500	4,318	△　181	0	181
合　計	15,086	15,107	21	342	321

(注) 1. 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年３月 31 日現在）

	取得原価 （百万円）	貸借対照表 計　上　額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株　式	11,754	8,678	△ 3,075	179	3,254
債　券	77,802	77,009	△　793	679	1,473
国　債	33,430	33,760	330	417	87
地方債	1,223	1,230	6	8	2
社　債	43,148	42,018	△ 1,130	253	1,383
その他	26,643	24,317	△ 2,326	0	2,326
合　計	116,200	110,005	△ 6,195	858	7,054

（注）1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、2,210百万円（うち株式1,212百万円、その他998百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について事業年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

（追加情報）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当事業年度においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,131百万円増加、「繰延税金資産」は98百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,032百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

	売　却　額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	20,480	638	1,167

４．時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額（平成21年３月31日現在）

	金　額(百万円)
子会社・子法人等株式	496
その他有価証券	
非上場株式	638
非上場社債	1,882
出資証券	318

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年３月31日現在）

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超 10 年以内 （百万円）	10 年超 （百万円）
債　券	10,358	28,637	31,891	18,591
国　債	5,516	11,965	8,161	13,116
地方債	4	617	608	－
社　債	4,837	16,054	23,121	5,474
その他	－	3,969	9,739	4,834
合　計	10,358	32,607	41,630	23,425

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）　（平成21年３月31日現在）

	取得原価 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の金銭の信託	2,673	2,673	－	－	－

（注）「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	4,236百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,244
減価償却費損金算入限度超過額	151
有価証券償却	188

税務上の繰越欠損金	4,975
その他	3,652
繰延税金資産小計	14,448
評価性引当額	△10,602
繰延税金資産合計	3,845
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△333
繰延税金負債合計	△333
繰延税金資産の純額	3,512百万円

連結貸借対照表（平成21年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	59,865	預金	612,309
コールローン及び買入手形	5,000	コールマネー及び売渡手形	39
金銭の信託	2,673	借用金	2,043
有価証券	128,104	外国為替	0
貸出金	433,347	新株予約権付社債	2,100
外国為替	312	その他負債	4,840
リース債権及びリース投資資産	1,515	賞与引当金	136
その他資産	3,475	退職給付引当金	3,140
有形固定資産	14,821	利息返還損失引当金	23
建物	2,803	睡眠預金払戻損失引当金	129
土地	10,307	偶発損失引当金	79
建設仮勘定	0	繰延税金負債	39
その他の有形固定資産	1,708	再評価に係る繰延税金負債	1,967
無形固定資産	1,539	支払承諾	10,804
ソフトウェア	932	負債の部合計	637,654
リース資産	448	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	159	資本金	14,706
繰延税金資産	3,704	資本剰余金	1,270
支払承諾見返	10,804	利益剰余金	7,733
貸倒引当金	△ 8,266	自己株式	△ 240
		株主資本合計	23,469
		その他有価証券評価差額金	△ 6,473
		土地再評価差額金	1,897
		評価・換算差額等合計	△ 4,576
		少数株主持分	349
		純資産の部合計	19,243
資産の部合計	656,898	負債及び純資産の部合計	656,898

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書　（平成20年４月１日から 平成21年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		17,337
資金運用収益	12,873	
貸出金利息	10,588	
有価証券利息配当金	2,071	
コールローン利息及び買入手形利息	91	
買現先利息	54	
預け金利息	66	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	2,521	
その他業務収益	1,082	
その他経常収益	860	
経常費用		19,347
資金調達費用	2,123	
預金利息	2,062	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1	
借用金利息	59	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	867	
その他業務費用	3,087	
営業経費	9,284	
その他経常費用	3,985	
貸倒引当金繰入額	733	
その他の経常費用	3,251	
経常損失		2,009
特別利益		191
償却債権取立益	191	
特別損失		10
固定資産処分損	10	
税金等調整前当期純損失		1,828
法人税、住民税及び事業税		59
法人税等調整額		46
法人税等合計		105
少数株主利益		9
当期純損失		1,943

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　２社

株式会社大東クレジットサービス

株式会社大東リース

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～50年

その他　　３年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,880百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち､当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

（追加情報）

退職給付における過去勤務債務及び数理計算上の差異の償却年数について、従来、平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）で償却しておりましたが、平均残存勤務期間が12年を下回ったため、償却年数を10年に変更しております。この変更により経常費用及び経常損失並びに税金等調整前当期純損失が92百万円それぞれ増加しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等は外貨建資産･負債を保有しておりません。

(12) リース取引の処理方法

（借手）

該当ございません

（貸手）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年３月30日）第81項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純損失は79百万円増加しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5．連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年３月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年４月１日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買処理に準じた会計処理によっております。

(借手側)

これにより、従来の方法に比べ、「無形固定資産」中のリース資産は448百万円、「その他負債」中のリース債務は470百万円増加しておりますが、これによる経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

（貸手側）

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」及び「無形固定資産」が減少し、「リース債権及びリース投資資産」が1,515百万円増加しております。なお、これによる経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

追加情報

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,131百万円増加、「繰延税金資産」は98百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,032百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

連結貸借対照表に関する注記

１．金銭の信託は、貸出債権の流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

２．貸出金のうち、破綻先債権額は2,630百万円、延滞債権額は19,250百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は９百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,251百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,143百万円であります。

なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当連結会計年度末残高の総額は、9,301百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,778百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,769百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	5百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,265百万円
コールマネー及び売渡手形	39百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,856百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金は111百万円、保証金は45百万円であります。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、35,692百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,762百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用の土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用の土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額5,229百万円

11．有形固定資産の減価償却累計額12,567百万円
12．有形固定資産の圧縮記帳額1,296百万円
13．借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,010百万円が含まれております。
14．新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。
15．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は1,882百万円であります。
16．１株当たりの純資産額150円69銭
17．当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額20百万円
18．連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、事務機器及び車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19．当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△5,346百万円
年金資産（時価）	1,973
未積立退職給付債務	△3,373
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	1,386
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△1,153
連結貸借対照表計上額の純額	△3,140
前払年金費用	—
退職給付引当金	△3,140

20．国内基準による連結自己資本比率8.75%

連結損益計算書に関する注記

１．「その他の経常費用」には、貸出金償却1,747百万円、株式等償却1,212百万円及び株式等売却損133百万円を含んでおります。
２．１株当たり当期純損失金額 15円50銭

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時　価（百万円）	差　額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国　債	4,999	5,179	179	179	—
社　債	5,587	5,610	22	162	139
その他	4,500	4,318	△　181	0	181
合　計	15,086	15,107	21	342	321

（注）1．時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成21年３月31日現在）

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株　式	11,787	8,850	△ 2,936	317	3,254
債　券	77,802	77,009	△　793	679	1,473
国　債	33,430	33,760	330	417	87
地方債	1,223	1,230	6	8	2
社　債	43,148	42,018	△ 1,130	253	1,383
その他	26,643	24,317	△ 2,326	0	2,326
合　計	116,233	110,177	△ 6,056	997	7,054

（注）1．連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,210百万円（うち株式1,212百万円、その他998百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

（追加情報）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,131百万円増加、「繰延税金資産」は98百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は1,032百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

３．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日）

	売　却　額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
その他有価証券	20,480	638	1,167

４．時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年３月31日現在）

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	639
非上場社債	1,882
出資証券	318

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年３月31日現在）

	１年以内 （百万円）	１年超５年以内 （百万円）	５年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債　券	10,358	28,637	31,891	18,591
国　債	5,516	11,965	8,161	13,116
地方債	4	617	608	—
社　債	4,837	16,054	23,121	5,474
その他	—	3,969	9,739	4,834
合　計	10,358	32,607	41,630	23,425

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成21年３月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
その他の金銭の信託	2,673	2,673	―	―	―

（注）「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。